

学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立日根野小学校

平成26年3月31日 策定

令和2年1月15日 第2版策定

令和3年7月12日 第3版策定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心を持ち、自ら考えすすんで行動できる子どもを育てる」を教育目標としており、様々な教育活動に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「学校いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、教科担当代表、スマイル担任代表、関係学年主任、関係担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

日根野小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 幼・保からの引き継ぎ 学級開き・学年開き 遠足 支援学級訪問	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 前担任との引き継ぎ 学級開き・学年開き 遠足	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 前担任との引き継ぎ 学級開き・学年開き 遠足	第1回学校いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 授業参観 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」
5月	学級活動（つながりタイムについて） 学校たんけん 家庭訪問（家庭での様子の把握） 公園たんけん	学級活動（つながりタイムについて） 学校たんけん 支援学級との交流 家庭訪問（家庭での様子の把握）	学級活動（つながりタイムについて） 家庭訪問（家庭での様子の把握） 「スマホ・SNSに関する授業」	児童会あいさつ運動 子ども理解研修「児童の実態報告」 各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム
6月	「いじめに関する授業」	町たんけん 国語「スイミー」 「いじめに関する授業」	支援学級との交流 「いじめに関する授業」	日曜参観 各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム
7月	保護者懇談会 （家庭での様子の把握） セカンドステップ	保護者懇談会 （家庭での様子の把握） セカンドステップ	保護者懇談会 （家庭での様子の把握） セカンドステップ	いじめアンケート 児童会あいさつ運動
8月				まなび講座

9月	学級活動（運動会に向けて）	学級活動（運動会に向けて）	学級活動（運動会に向けて）	児童会あいさつ運動
10月	「いじめに関する授業」 支援学級との交流	「いじめに関する授業」	「いじめに関する授業」	運動会 各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム 学校教育自己診断アンケート
11月	昔遊び交流 遠足	町たんけん 遠足	遠足 車いす体験	人権参観 各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム いじめアンケート
12月	セカンドステップ 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	セカンドステップ 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	「スマホ・SNS に関する 授業」 セカンドステップ 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	児童会あいさつ運動
1月	学級活動（授業参観に向けて）	学級活動（授業参観に向けて）	学級活動（授業参観に向けて）	児童会あいさつ運動
2月	2年生との交流 「いじめに関する授業」 セカンドステップ	1年生との交流 佐野支援学校作品展見学 「いじめに関する授業」 セカンドステップ	「いじめに関する授業」 セカンドステップ	授業参観 各委員会あいさつ運動 子ども理解研修「児童の実態報告」 日根小つながりタイム いじめアンケート
3月	学級活動（来年度に向けて） 新入生を迎える準備	学級活動（来年度に向けて）	学級活動（来年度に向けて）	各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム 卒業生を送る会

日根野小学校 いじめ防止年間計画				
	4年	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 前担任との引き継ぎ 学級開き・学年開き	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 前担任との引き継ぎ 学級開き・学年開き	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 前担任との引き継ぎ 学級開き・学年開き	第1回学校いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 授業参観 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」
5月	遠足 家庭訪問（家庭での様子の把握） 学級活動（つながりタイムについて） 「スマホ・SNS に関する授業」	遠足 家庭訪問（家庭での様子の把握） 学級活動（つながりタイムについて） 「スマホ・SNS に関する授業」	遠足 家庭訪問（家庭での様子の把握） 学級活動（つながりタイムについて） 「スマホ・SNS に関する授業」	児童会あいさつ運動 子ども理解研修「児童の実態報告」 各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム
6月	社会見学「クリーンセンター」 「いじめに関する授業」 アセス	「いじめに関する授業」 アセス	支援学級との交流 佐野支援学校交流会① 「いじめに関する授業」 アセス	日曜参観 各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム いじめアンケート 児童会あいさつ運動
7月	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 宿泊学習	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	まなび講座
8月				

9月	学級活動（運動会に向けて）	学級活動（運動会に向けて）	学級活動（運動会に向けて）	児童会あいさつ運動
10月	アイマスク体験 「いじめに関する授業」 アセス	「いじめに関する授業」 アセス	修学旅行 「いじめに関する授業」 アセス	運動会 各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム 学校教育自己診断アンケート
11月	遠足 社会見学「浄水場」 佐野支援学校交流会 支援学級との交流	遠足 支援学級との交流	佐野支援学校交流会②	人権参観 各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム
12月	「スマホ・SNSに関する 授業」 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	「スマホ・SNSに関する 授業」 谷口産婦人科聞き取り 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	「スマホ・SNSに関する 授業」 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	いじめアンケート 児童会あいさつ運動
1月	学級活動（授業参観に向けて）	学級活動（授業参観に向けて）	学級活動（授業参観に向けて）	児童会あいさつ運動
2月	佐野支援学校作品展見学 「いじめに関する授業」	「いじめに関する授業」	「いじめに関する授業」	授業参観 各委員会あいさつ運動 子ども理解研修「児童の実態報告」 日根小つながりタイム いじめアンケート
3月	学級活動（来年度に向けて）	学級活動（来年度に向けて）	学級活動（卒業式に向けて）	各委員会あいさつ運動 日根小つながりタイム 卒業生を送る会

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

学校いじめ防止委員会は、各学期の終わりに、年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検や、いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しなどを行う。

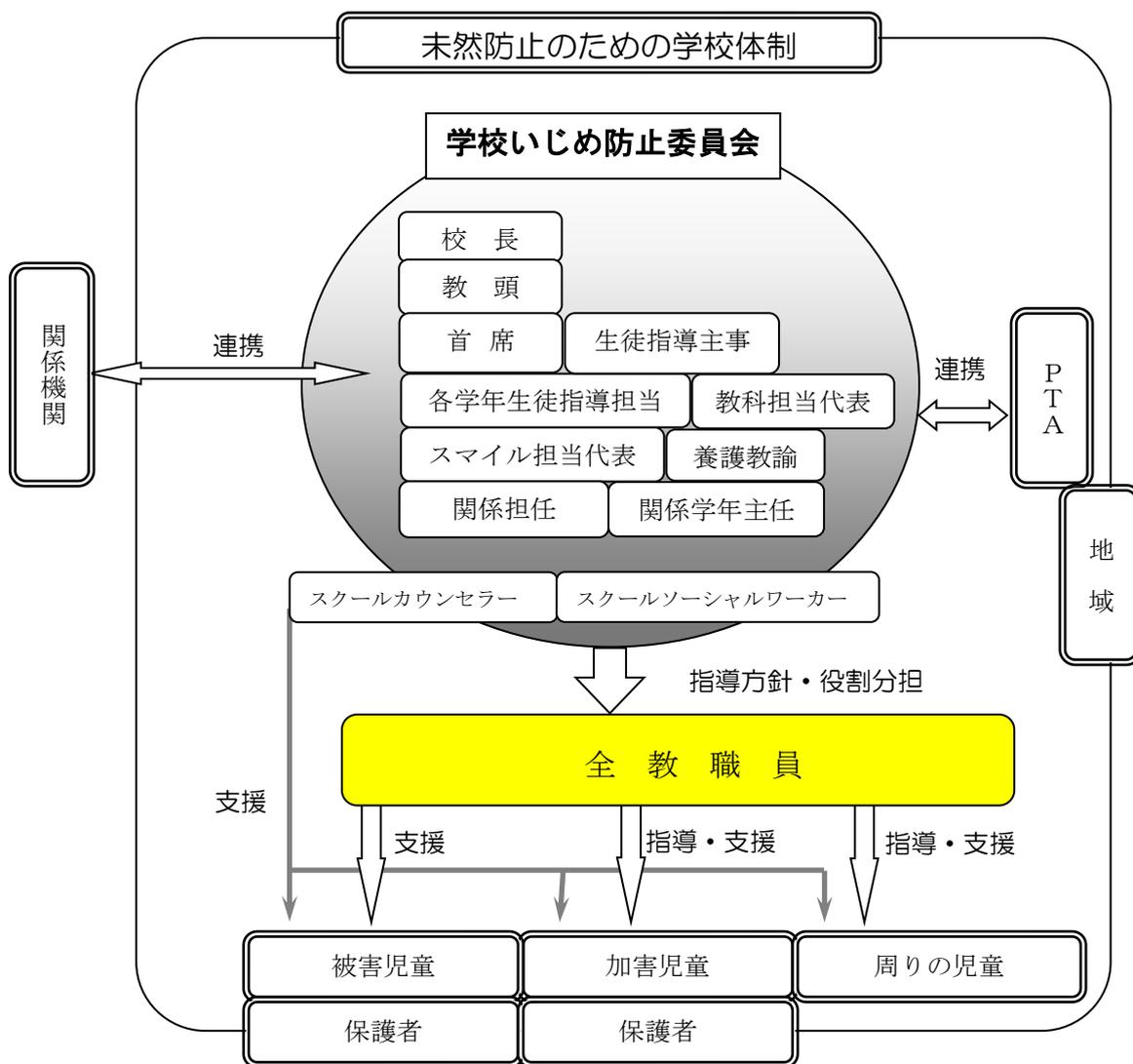
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、教育活動全体を通じて、児童が、人と人との関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っている自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要である。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組みが体系的・計画的におこなわれるよう、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）を作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

学校は下記の体制図の通り、いじめ対策委員会を中心に全教職員がいじめの未然防止のために取り組むとともに、児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、未然防止に積極的に取り組む。そのためにも学校が児童にとって心身ともに落ち着く場となるよう努力する。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめに関する研修を行う。
また、生徒指導の目標として、「一人ひとりの子どもの人格の豊かな発達を目指し、社会的資質を高め、自発的・主体的に考え行動できる力の育成をはかる。」と設定し、教育活動全般を通して、自発的・主体的な態度と豊かで健全な精神を育み、よりよい集団の形成に努める。
児童に対しては集団の中で児童一人ひとりの個性を十分に進展させることに努めるとともに、教職員と児童の心のふれあいを深めるよう努力する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、人権教育の見地から弱い立場の子どもを中心として、「一人ひとりを大切にしたい、心のふれあう学級集団作りを通して、認め合い、支え合って、共に生きていく子どもの育成」に取り組む。
また、コミュニケーション活動を取り入れた学習活動を通して、子どもの「話す・聴く」力の育成に重点を置く。道徳教育の観点からは人間尊重を生活の中に生かし、自ら正しく判断し、行動できる実践力を備えた児童の育成を図る。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、学級や学年、学校での生活の充実と向上を図り、話し合い活動や係の仕事を通して、健全な生活態度や育成に資する活動を行う。
「すべての子どもがわかる授業」の創造を目指し、全職員による教材や授業の研究を進め、授業改善に取り組む。また、児童一人ひとりの学習課題を把握し、少人数指導など、個に応じたきめ細やかな学習支援に努める。
望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てよう、学校・学年行事を進める。児童会による日根小つながりタイムにおいて、1年生から6年生までの児童が一つの班になって月に一度程度縦割りの活動を行うことで、児童の居場所作り、絆作りに取り組む。
自分の気持ちを表現し、また相手の気持ちに共感してお互いに理解し合い、思いやりのある関係を作ること、困難な状況に前向きに取り組む、問題を柔軟に解決する力を養って円滑な人間関係を作ること、そして様々なストレスに適切に対処できる力を育むことを目標にセカンドステップなどのソーシャルスキルトレーニングに取り組む。
また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校内研修等を通して教師の人権感覚を高めるとともに、教職員が互いに相談、助言し合える雰囲気を作る。
- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、児童会を中心にあいさつ運動や募金活動を、また保健委員会はいのち守り隊の活動を行う。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組むために集団作りや仲間作りなどを通して児童同士の間人間関係をより深いものにするとともに、教育活動のあらゆる場面で児童自身が問題を発見し、自ら解決する力を身につけることができるよう取り組みを行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせ、積極的に認知する。

また、いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そこで学校は教職員と児童の日常のふれあいを通して児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない努力をするとともに、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することで、学校全体で早期発見を行う努力をする。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、毎学期末に無記名式によるアンケートを行い、結果の分析を通して、児童の心身の状態を把握するよう努める。また、年に2回アセスアンケートを実施し、個人や学級の状態を把握することで、いじめの早期発見に努める。

また、担任による日常の児童の観察、相談に努める。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、年2回保護者懇談会を行うとともに、平素から家庭との連絡を密にして児童の小さな変化も見逃さないよう努める。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、スクールカウンセラーとの連携を図りながら、養護教諭や生徒指導主事を窓口として個別の相談活動を行う。

(4) 学校だより、学年通信、ホームページなどにより、相談体制を広く周知する。

学校いじめ防止委員会は、相談体制が適切に機能しているかなどを定期的に点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、秘密の保持に十分注意し、外部に漏れることのないよう、十分に配慮する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。近年の事象を見ると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた児童は、仲間から

の励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（大阪府教育委員会）、（別添）「レベルに応じた問題行動への対応チャート」（市教委）を参考にし、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ防止委員会）に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

(1) いじめを行った児童の別室指導や出席停止などにより、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することなども視野に入れ、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめを行った児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめを行った児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

運動会や校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為の解消

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間は経過するまでは、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対応を行う。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

【重大事態の意味】

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) いじめを受けた児童が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

【重大事態の報告と対応】

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

【調査の主体と組織】

○市教委は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

【調査結果の報告及び提供】

○調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて市長に報告する。また、市教委が主体となった場合も、市教委が市長に報告する。

学校又は市教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

・『いじめ重大事態 対処指針』は、以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照ください。

◆ 泉佐野市いじめ防止基本方針（第2版）令和2年1月15日

<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/6/ijimebousikihonnhousinn.pdf>

◆ 泉佐野市いじめ認知改善プラン 令和元年7月

<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/6/ijimeninntikaizennpurann.pdf>

◆ 【様式1】生徒指導報告書（いじめ用）いじめ問題の認知状況について

<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/6/seitosidouhoukokusyoyousiki1.pdf>

◆ 【様式2】生徒指導報告書（いじめ用）その後の状況について

<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/6/seitosidouhoukokusyoyousiki2.pdf>

・『いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について』及び『5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート（大阪市教育委員会資料に基づき大阪府教育委員会作成）』は、次頁に記載しています。

いじめの内容が明らかな犯罪行為と認められた場合

学校は、事実を確認した上で、いじめの行為の中に、暴行、恐喝など犯罪が認められた際には、学校だけで抱え込むことなく、事案により警察等関係機関に相談します。被害の子どもや保護者が被害届を出した際には、学校は、全教職員による見守り体制を整え、被害の子どもの心身の安心と安全を確保します。また、子どもの生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、学校は直ちに警察に通報して対応します。警察等関係機関との連携にあたっては、学校の対応状況や関係者から聞き取った内容を整理しておくことが大切です。

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

暴行 (刑法第 208 条)	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例 プロレスと称して同級生に殴る、蹴るの暴力をふるった。
恐喝 (刑法第 249 条)	人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例 因縁をつけた上で、現金等を巻き上げた。
傷害 (刑法第 204 条)	人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 事例 顔を殴り鼻骨骨折等のケガを負わせた。
強要 (刑法第 223 条)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例 コンビニで万引きさせた。家の現金を持ち出させた。
窃盗 (刑法第 235 条)	他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 事例 カバン等の所持品を盗んだ。
器物損壊等 (刑法第 261 条)	前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例 携帯電話を故意に破損させた。教科書やノートを破いた。
強制わいせつ (刑法第 176 条)	13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例 無理矢理に服を脱がせて裸にした。